

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 31 日

太宰府市監査委員 吉野 茂

太宰府市監査委員 森田 正嗣

記

1 平成 29 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>公園台帳について</p> <p>都市公園法第 17 条第 1 項では、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」とされている。さらに、都市公園法施行規則第 10 条第 4 項で、「記載事項に変更があったときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。」とされている。しかしながら、台帳は作成されているものの、記載事項が更新されていないものが多く見受けられた。</p> <p>順次すべての公園について台帳の記載内容の確認を行い、台帳の整備を進めるべきである。定期的に台帳の記載事項の確認・更新を行い、関係法令に則った適正な公園管理に努められたい。</p> <p>特に 5,000 m²以上の公園については早急に台帳を整備されたい。少なくとも公園の現況を把握することが肝要である。</p>	<p>特に優先すべきとの指摘を受けました面積 5,000 m²以上の公園（全 5 公園）の台帳整備につきましては、令和 4 年度に更新完了いたしましたが、精査を行いましたところ、誤差がありましたので、令和 6 年度に修正し更新完了いたしました。</p> <p>本年度は、面積 2,000 m²以上の公園（全 16 公園）について、公園台帳の内容確認・更新を実施し、確認作業を行っております。</p> <p>引き続き、適正な公園管理に努めてまいります。</p>	R7. 6. 6

<p>道路用地の借入について</p> <p>相続人が多数となっている土地や所有者の所在把握が困難な土地等については、事業の推進において様々な支障が生じているため、国土交通省がガイドラインを作成している。</p> <p>道路用地は取得が原則であり、平成22年度の土地賃貸借契約締結の起案文書でも、契約相手方と用地買収について今後とも継続協議を行うという確認が与えられている。</p> <p>遺産分割協議が終了していない土地に関して、相続人の一人と賃貸借契約をしているが、その契約の有効性についても検討を行うとともに、国土交通省のガイドライン等を参考にされ、当該用地取得に向けて努力されたい。</p>	<p>用地取得に向け土地管理人（相続人の一人）に相続手続きを促すとともに、市も協力しているところですが、相続人が多数おられるため費用負担が相当かかることが予想され、用地買収額では見合わないとの理由で協力が得られない状況です。</p> <p>なお、国土交通省のガイドラインは、所有者が把握できている本件には適用されず、相続登記をしないまま所有権移転登記を可能とする制度ではありません。</p> <p>また、道路用地として利用する権原が必要であることから、やむを得ず賃貸借契約を締結しています。賃貸借契約の解除は市道として長い間利用いただいている市民の不利益につながる可能性があります。</p> <p>所有者不明土地に関しては全国的な問題となっており、現在解消に向け民法や不動産登記法の改正が行われている状況であることから、今後これらの施行状況を見ながら相続手続きを促し、用地取得につなげていきたいと考えています。</p> <p>さらに、賃貸借契約の相手が高齢であるため、現時点で、契約相手と合意している内容について令和6年4月26日付けで覚書を締結しました。</p>	R7.6.6
---	--	--------

2 平成30年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部福祉課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>(1) 補助金交付規程について</p> <p>本市の補助金は、国が実施する「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」及び「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」に準じて交付されており、手続きも同様であるとの説明であった。</p> <p>しかし、市の補助金交付規程には補助</p>	<p>シルバー人材センター補助金交付規則を制定し対応済（R7.4.1 施行）</p>	R7.6.5

<p>対象事業、補助対象経費に関する記載がない。</p> <p>補助金交付規程の中で、補助対象事業、補助対象経費を明確に定めるべきである。</p>		
---	--	--

3 令和元年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（教育部文化学習課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>(1) いきいき情報センターの管理について</p> <p>いきいき情報センターの指定管理協定書及び仕様書には、文化学習情報センター、生涯学習センター及びいきいき情報センター駐車場を管理するほか消防用設備やエレベーター、機械警備等の施設全体に関わる設備の保守点検業務等が規定されている。</p> <p>しかし、防災や危機管理等における建物全体の施設管理者としての業務、共有フロアや設備に係る業務、他団体占有スペースの管理及び管財課所管の普通財産の付帯設備の管理等において、一部業務範囲や責任の所在が明確にされていない状況が見受けられた。</p> <p>それらの業務には、文化学習課の事務分掌外のものも含まれているが、現在、指定管理協定書第21条に緊急時の対応について規定もあり、建物の管理上、振興財団が一部担っている。</p> <p>いきいき情報センターの管理体制について、文化学習課の責任範囲（事務分掌）を明確にしたうえで、振興財団へ指定管理する業務内容を仕様書に記載するとともに、関係各所へ指定管理の内容を了解させる必要があるものと思われる。</p>	<p>令和5年度から文化学習課が管理を行う1階のうち、賃貸借契約を締結しているテナント部分(4件)、保健センター、高齢者支援課事務室を除き、指定管理者の管理部分とすることで協議を行い、次期指定管理の仕様書を見直す予定です。</p>	R7.6.5

4 令和3年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（教育部文化財課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>(古都大宰府保存協会分)</p> <p>○補助金の経理及び収益事業について 保存協会に対する補助金の目的となる経費は、嘱託職員、臨時雇、役員の人工費等とされており、保存協会の正味財産増減計算書内訳表において、補助金は経常収益に、人工費等は経常費用に、それぞれ公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計へ振り分けられて記載されていたが、振り分けられた補助金（経常収益）と人工費等の金額（経常費用）が符合しない箇所が見受けられた。公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計それぞれにおいて、補助金収入と補助金の目的たる支出が符合するよう事業ごとの区分経理を行い、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>なお、収益事業に補助金を交付することについては、疑念があるところである。</p> <p>また、収益事業等会計に計上される収益事業は「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」、「会員向け事業」の2つとされている。</p> <p>収益事業のうち「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」は、事業の収支が経常的な赤字を抱えていることもあり、一方で大宰府史跡保存に関する広報普及を図るための事業の1つの方策とも考えられるため、この事業を公益目的事業の「史跡保存に関する広報普及事業」に含ませることを再検討されたい。</p>	<p>事業内容とその予算の組み立て、それに対して公益法人会計が求める収支相償とが難しいため、補助金の振り分けについては、平成25年度の公益認定申請時から現在のような処理を行ってきたと説明を受けています。ただご指摘のように事業毎の振り分け状況が見えにくいという課題があり、補助金の目的たる支出が符号しているかどうかの確認ができていませんでした。</p> <p>このため、事業実施における適正な予算の組み立てを行うため、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を精査し、補助金収入・目的に支出の流れがわかる事業毎の区分経理を行うよう、予算書の組み立てを指導しています。</p> <p>その際、収益事業に補助金を充てないよう指導し、また「史跡解説パンフレット・書籍等の制作販売」は「史跡保存に関する広報普及事業」に含むよう再検討を行いました。</p> <p>予算書につきましては、公益目的事業会計、収益事業会計、法人事業会計ごとに収支を記載するようにしております。</p> <p>また、「史跡解説パンフレット・書籍等の制作販売」は、「史跡保存に関する広報普及事業」で実施するよう変更しています。</p> <p>しかし、収益事業への補助金の充当につきましては、補助金が人工費に関するものであるため、現状では補助金の一部を収益事業に充てている状況となっておりますので、継続して指導を行っていきます。</p>	R7.6.6

(文化財課分) ○補助金の審査及び契約書等への補助金の明記について 補助金の実績報告について文化財課は審査を行っているが、上記の補助金と補助金の目的たる支出が符合しないことについては確認していなかった。補助金の所管課として実績報告を十分精査されるとともに、事務及び会計処理について適切に指導されたい。 さらに、保存協会が受託している史跡保存広報事業や史跡整備事業、大宰府展示館や水城館の指定管理事業の契約において、これらに係る人件費は各事業の契約額には計上されず補助金で賄われている実態があるので、この点については、契約に係る費用が市民に分かるよう契約書等に明記しておくべきである。	収益事業を含む事業費に振り分けられている補助金について精査し、補助金を適切に執行するため、事務・会計処理について引き続き検討を進めてまいります。 改善点について、史跡管理・普及啓発等受託事業における人件費を補助金で賄っていることについて、令和5年度契約より契約書等に明記しております。 なお、指定管理事業における人件費については、上記の「事業実施における適正な予算の組み立てを行う」ことを念頭に、令和5~7年度契約の際、一部の人件費を指定管理料に含めました。このように措置をとっていますが、指定管理契約のみの人件費振分けはまだ課題があり、このため、補助金で賄っていることについての契約書明記は、当該期については保留としています。次期契約書には明記していきます。	R7. 6. 6
--	--	----------

5 令和4年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（市民生活部環境課）

監査結果	措置状況	通知日
○太宰府北寿苑跡地の活用について 令和2年度第1期定期監査及び行政監査の指摘事項「太宰府北寿苑跡地の活用について」の措置方針について、令和4年6月9日付で通知を受理した。この通知において、今後地元との協議を継続し、当該跡地の活用について検討を進めることがあるが、このような状況が長期に継続すれば、多額の管理経費がかることとなり、遊休地の有効な活用の観点からも早急な解決を図られたい。	○太宰府北寿苑跡地の活用について 地元自治会との協議が整い、大野城太宰府環境施設組合の「緑・廃木材のリサイクル事業」の受諾業者へ貸し付け、同事業を行うことにより跡地利用することとなった。(令和7年5月1日借地契約済。)	7. 6. 6

監査の結果及び措置状況（総務部地域コミュニティ課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>○地域運営支援助成金について 各自治会及び校区自治協議会（以下「自治会等」という。）の決算報告を見ると、翌年度への繰越金が増加している。これはコロナの影響と思われる。</p> <p>助成金は、自治会等の活動の維持・活性化を目的とするものである。したがって、事業の中止等により費用が削減された場合は、返還を求めるのが基本である。</p> <p>しかし、補助金の交付要綱等の整備が不十分なため、繰越の限度額の設定もされず漫然と繰越額が増加している実態である。地域コミュニティ課においては、交付要綱等の整備を進めるとともに、自治会等の自主的な活動を推進するために市の指導の下に繰越金の適正な執行を求めるべきである。</p>	<p>令和6年度は、各自治会及び各校区自治協議会にて積極的な事業実施がありました。担当課として、現状の制度下の中で、さらなる事業実施を促しました。</p> <p>令和7年度については、引き続き各自治会、各校区自治協議会にてそれぞれ特色のある事業計画が立てられておりますので、必要な事業かも見極めながら、引き続き適正な執行を促しているところです。</p> <p>今後もさらなる活動の活発化や、他団体との連携事業数の拡大に向けた支援を行います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類移行後、各自治会、各校区自治協議会ともに事業計画に基づいた事業を実施しており、繰越金は着実に減少していることから、今回で措置完了いたします。</p>	7.6.6

6 令和4年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況(方針)	通知日
<p>○学校徴収金の未納金に関する取扱いについて 学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合徴収できている状況であった。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不納欠損処理の方法等につきまして、債権管理条例の整備等、全庁的に取り組む必要がある部分がありますが、ご指摘のように実態を踏まえた方法について内規を整備し、対応を進めていきます。</p>	R7.6.11

7 令和5年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（市民生活部人権政策課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
○太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計の一般会計繰入金について 弁護士等委託料について、同額を一般会計からの繰入をしているが、特別会計内で対応を図ることが相当と考えられ、条例の運用、改正を検討されたい。	<p>太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例第2条の規定に基づき、歳入は一般会計繰入金及び借入金の償還金、歳出は貸付事業費等として運用しており、現在事業費相当額を一般会計繰入金として処理しております。</p> <p>併せて太宰府市住宅新築資金等公債償還積立金条例第2条の規定に基づき、償還金相当額を特別会計における積立金として処理しております。同条例第6条には、積立金は、公債償還に要する費用に不足を生じた場合に限り、その全部又は一部を処分することができると規定されており、国への公債費償還は平成30年度で完了していますが、個人からの滞納分償還金は未だ返済されていますので、その利子とともに積立てております。</p> <p>したがって、特別会計分のみを原資として運用する歳入歳出は、償還金及び積立金に限ることとし、事業費相当額は一般会計繰入金において充てていく方針ですが、条例改正等につきましては今後とも調査研究を行ってまいります。</p>	R7.6.10

監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
○灌漑用揚水ポンプ施設管理基金の運用について 灌漑用揚水ポンプ施設管理基金においては、新たな積み立ても考えられていないことから、その設置の目的及び基金としての意義を検証のうえ、その存廃について検討されたい。	<p>灌漑用揚水ポンプ施設管理基金は、基金対応箇所が16か所あり、令和6年度末現在502,382円となっております。</p> <p>基金の存廃につきましては、農業者等利害関係者との調整が必要ですので、引き続き検討してまいります。</p>	R7.6.6

8 令和5年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（観光経済部国際・交流課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>(太宰府市国際交流協会分)</p> <p>(1) 補助金の経理について 交付申請書に添付された「予算書（正味財産増減計算ベース）内訳書」について、補助金の充当先が公益目的事業会計及び法人会計へそれぞれ均等に振り分けられているが、その目的たる支出と補助金の充当先が照合できるよう作成していただきたい。</p> <p>また、決算書中「正味財産増減計算書内訳表」においても、補助金は経常収益の公益目的事業会計及び法人会計へそれぞれ均等に振り分けて計上されているうえに、各事業の経費が公益目的事業会計に統合された形式となっており補助金の配分が不明確となっている。補助金とその目的たる支出が照合できるよう、事業ごとの区分経理を行った実績報告書を作成していただきたい。</p>	<p>1) 補助金の経理について 令和6年度より補助金の充当先が分かる資料を作成しております。 また補助金とその目的たる支出が照合できるよう、事業ごとの区分経理を行った実績報告書についても作成しております。</p>	R7.10.2
<p>(2) 理事会の組織について 国際交流協会においては、法人の業務執行を決定する機関として、理事会が組織されているところである。また、規則等には定められていないがより実務的な会議体として、理事で構成された運営委員会が設置されている。なお、この運営委員会の会議開催においては、出席者に費用弁償も支給されている。</p> <p>運営委員会の役割、位置づけを明確にするためにも規則等の整備を行っていただきたい。</p>	<p>(2) 理事会の組織について 令和7年6月18日の理事会において、「公益財団法人太宰府市国際交流協会運営委員会運営規定」を制定し、運営委員会の役割等の整備を行った。</p>	R7.10.2
<p>(国際・交流課分)</p> <p>(1) 補助金の審査について 国際・交流課においては、市補助金等交付規則に基づき補助金の申請書</p>	<p>1) 補助金の審査について 令和6年度より補助金の充当先が分かる資料を作成するよう指導し、受領しております。</p>	R7.10.2

<p>及び実績報告書を国際交流協会より受領をしているところである。交付申請書においては、各種公益目的事業ごとの予算が作成されており、経常費用の各事業を基に補助金が積算され交付決定が行われている。</p> <p>しかし、申請書の経常収益における補助金の配分は、公益目的事業会計及び法人会計に折半されているため、法人会計においては過大に補助金が計上されている状況となっている。このことから、適正な補助金の予算計上を協会へ指導されたい。</p> <p>実績報告書については、各種事業を公益目的事業として一括して計上されているが、申請書に対応した区分経理を指導したうえで報告を求めるべきである。</p> <p>また、補助金の交付決定及び額の確定（実績報告書）に係る決裁時の起案においては、特に補助額の積算過程の根拠、実績報告書等の審査結果を記載するなど適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>また補助金とその目的たる支出が照合できるよう、事業ごとの区分経理を行った実績報告書についても受領し、実績報告書等の審査結果を記載するなど適正な事務処理を行いました。</p>	
--	---	--

9 令和6年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部福祉課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>○基金「地域福祉基金」の使途目的について</p> <p>市が保有しているそれぞれの基金について、所管部署が責任をもってその活用とそれに伴う計画に応じた積立を行っていくものと考える。</p> <p>しかし、「地域福祉基金」については、高齢者等の保健福祉の増進を図るために設置されているが、その活用において、その決定権と所管部署が異なる状況にあることから一致をするように運用を改められたい。</p> <p>また、財源不足等の不測の事態に対応するためなど、基金の具体的活用策については、規則等で明らかにしておくべきである。</p>	<p>地域福祉基金については、所管である福祉課において財政担当である経営企画課との協議及び審査を経た上で活用及び積立等の内容を決定している。今後も主体性を持って財政担当との連携を図り計画的な運用を行っていく。</p> <p>活用等については、本基金条例に規定された設置目的である「高齢者等の保健福祉の増進を図るため」に沿い適切に実施しており、規則等の制定については必要に応じ今後検討を行いたい。</p>	R7.7.18

10 令和6年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（教育部スポーツ課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>(スポーツ協会分)</p> <p>(1) スポーツ協会備品等の管理について</p> <p>スポーツ協会の備品管理において、備品台帳が備えられていない。市から貸与を受けた財産の適正管理、補助金の適正な執行を確認するうえで台帳の作成は必要である。</p> <p>市の所有にかかる備品、補助金等を購入財源とした備品、協会の独自財源で購入した備品それぞれについて、取得財源、所有関係、耐用年数のほか、市の会計事務規則に準じた項目を記載した台帳を整備されたい。また、備品処分時の売却益・売却費用の帰属についても取り決めておくべきである。</p>	<p>備品台帳については、購入履歴を確認し、本部（事務局）・北谷運動公園・松川運動公園に分けて作成を行った。</p> <p>備品処分時の売却益は各会計の雑収入へ計上。</p> <p>売却費用は本部（予備費）・北谷運動公園（予備費）・松川運動公園（事業活動費）より支出する。</p>	R7.6.6
<p>(スポーツ課分)</p> <p>(1) スポーツ協会補助金の算出根拠について</p> <p>スポーツ課では補助金の対象をスポーツ協会本部会計事業に係る費用としている。その金額の決定においては申請書、事業計画書、予算書の精査及びヒアリング審査を行っている。しかし、交付額の決定過程において、補助金の算定根拠に会費、賛助会費収入及び他の事業収入を勘案するか否かについて、不明瞭であることから明確にするとともに適切な運用となるよう検討されたい。</p>	<p>スポーツ協会の補助金交付決定時には、スポーツ協会から提出された事業計画書、予算書等についてスポーツ協会事務局と内容の精査を行い、スポーツ協会の活動を支援できる補助額として決定している。</p> <p>また、会費と賛助会費収入及び他の事業収入の増収を前提しながら、それらを勘案し補助金の算定を行う。</p>	R7.6.6
<p>(2) スポーツ協会補助金の実績報告と額の確定について</p> <p>実績報告のうち年度収支において生じた残余額については、返還を求めることが原則である。そのため、生じた残余額については、次年度の運転資金として必要な金額の控除や、新規事業の提案及び実施等も併せて精査、考慮し返還額を決定されたい。</p>	<p>スポーツ協会事務局と協議し、残余金については、今後繰越金が減っていく見込みであるため、次年度の運転資金として、補助金の返還を求めないこととした。</p> <p>今後は万が一の事態を想定し、次年度支出予定額の5ヶ月分を運転資金として認めることとする。</p>	R7.6.6

<p>(3) 実地調査の実施について</p> <p>太宰府市立北谷運動公園指定管理業務仕様書 9-(4)において「市は毎年度少なくとも1回は実地に赴き、適正に管理されているか調査を行う」と規定されている。</p> <p>スポーツ課においては、その報告書等の作成がされておらず不十分となっている状態が見受けられた。今後は遺漏のないよう注意されたい。</p>	<p>北谷運動公園には施設の修繕箇所の確認等のため隨時現地へ赴いている。</p> <p>運営状況については、役員会において総会資料の事業報告や収支決算書を基に確認を行っている。</p>	<p>R7. 6. 6</p>
---	--	-----------------